

「宮城県こども計画（仮称）（令和7年度～令和11年度）」中間案 概要①

計画名称

「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」

計画策定の趣旨

みやぎの将来を担うこどもの健全な育成と、こどもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、国のこども大綱及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等を盛り込み策定するもの。

計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

計画の位置付け

- こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく都道府県計画
- 子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画
- 成育医療等基本方針に関し宮城県が策定する母子保健に関する計画
- みやぎ子ども・子育て県民条例第24条に基づく子ども・子育て支援に関する基本的な計画

※子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」については本計画とは別に策定する。

基本理念

誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指す。

理念達成のための視点

- すべてのこども・若者の幸せの視点
- すべての子育て当事者への応援の視点
- こどもや若者、子育て当事者とともに進める視点
- 仕事と生活の調和実現の視点
- 地域全体でのこども・子育て応援の視点
- 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点
- 東日本大震災の影響を受けたこども・子育て当事者への心のケアの視点

推進体制・進行管理

- 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（本部長：知事）において庁内連携体制強化
- 主な事業について継続的に施策の点検と見直しを実施
- 理念達成に向けた指標及び数値目標を設定
- 宮城県次世代育成支援対策地域協議会、宮城県子ども・子育て会議において進捗状況等に関する評価や検証を実施、毎年度公表

推進する施策と内容

基本理念達成のために推進する施策と内容を、ライフステージを通した重要事項、ライフステージ別の重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項に分け、以下のとおり提示

1 ライフステージを通した重要事項

主な課題	推進する施策（計画該当頁）	主な内容
・こども・若者の権利擁護・意見反映	(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等(p.10)	○関係者との連携により、こども・若者が権利の主体であることについて普及啓発と社会全体への浸透を図る。 ○こども・若者の社会参画の機会の提供や、意見表明の機会の確保を行う。
・人間性・社会性の育成 ・こどもの健康問題 ・こども・子育て当事者目線のまちづくり ・活躍機会の提供	(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(pp.11～16)	イ 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 ○こどもの体験活動や地域活動の活性化を図るとともに、成長段階に応じた社会奉仕体験活動、自然体験活動、公園での外遊び等を促進する。 ○基本的生活習慣定着促進のための普及啓発活動を社会全体で促進するとともに、食育の取組の推進、歯と口腔の健康づくりの普及啓発に取り組む。 ○家庭・地域・学校が連携し、読書環境の整備・充実を図る。 ロ こどもまんなかまちづくり ○安全・安心が確保された遊びの環境づくりや、公益的施設のバリアフリー化を推進する。 ○子育て世帯に対する住まいの確保の取組みや、住宅セーフティネットの充実を図る。 ハ こども・若者が活躍できる機会づくり、ジェンダーギャップの解消 ○国際理解支援事業・国際交流活動の推進や、外国人県民向け相談対応を行うほか、スポーツ等を通じた機会づくりに取り組む。 ○こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消に取り組む。
・こどもを生み育てる保健・医療体制 ・慢性疾病・難病	(3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(pp.17～18)	イ プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等 ○こども家庭センター設置、各圏域における妊産婦や乳幼児への支援体制強化、知識の啓発等を通じて、安心してこどもを生み育てることのできる体制の充実を図る。 ロ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 ○医療費助成を進めるとともに、医療提供体制の整備、相談支援・情報提供を実施する。
・こどもの貧困	(4)こどもの貧困対策(pp.19～22)	イ 教育の支援 ○学校を窓口として、関係機関・家庭と連携し、体制整備の充実・強化を図る。 ○すべてのこどもに教育機会を保障するための取組や、体験活動の機会提供を行う。 ロ 生活の安定に資するための支援 ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するとともに、こどもが安心して過ごせる居場所を拡大する。 ○関係機関の連携による包括的な支援体制の整備のほか、相談対応やサポートを実施する。 ハ 保護者の就労支援 ○ひとり親家庭等に対する支援の活用促進や、学び直しの支援を行う。 ニ 経済的支援
・障害児、医療的ケア児、発達の特徴のあるこども	(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援(pp.23～24)	○こどもと家族が身近な地域で支援を受けられる体制整備を推進するとともに、適切な特別支援教育を受けるための各機関の連携強化を図る。 ○宮城県医療的ケア児等相談支援センター等の支援やコーディネーター養成を推進する。 ○医療的ケアの体制整備、学習環境の確保、特別支援教育における環境整備を進める。
・児童虐待 ・ヤングケアラー	(6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(pp.25～32)	イ 児童虐待防止対策等の更なる強化 ○関係機関の協力体制を構築し、妊娠期からの児童虐待予防対策を推進する。 ○児童相談所の適切な関与及び体制強化、専門性向上のための取組、権利擁護を推進する。 ロ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ○里親委託の推進、児童養護施設的环境改善、児童家庭支援センターの連携強化を図る。 ○自立支援策や人材確保のための仕組みを強化する。 ハ ヤングケアラーへの支援
・こども・若者の自死 ・こども・若者の安全・安心	(7)こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組(pp.33～37)	イ こども・若者の自死対策 ○関係者の広い連携により、自殺予防教育を含む切れ目のない支援を実施する。 ロ こども・若者の安全・安心を守る取組 ○インターネット利用の環境整備や、こども・若者の性犯罪・性暴力対策、有害環境対策、防犯対策、交通安全対策、防災対策等の、安全・安心を守る取組を推進する。
・東日本大震災による長期的な影響	(8)東日本大震災により影響を受けたこども・若者への支援(pp.38～39)	イ 震災の影響を受けたこども・若者が希望する進路選択を実現するための支援 ○震災により保護者を亡くしたり修学が困難となったこどもに対し、引き続き経済的支援・社会的自立に向けた支援を長期的に行う。 ロ 震災の影響を受けたこども・若者の心のケアの充実 ○震災の影響を受けたこどもや子育て当事者に対する相談体制の充実を図り、心のケアに関する幅広い支援を実施する。

「宮城県こども計画（仮称）（令和7年度～令和11年度）」中間案 概要②

推進する施策と内容（続き）

2 ライフステージ別の重要事項

ライフステージ・主な課題	推進する施策	主な内容
(1)こどもの 誕生前から幼 児期まで (pp.40~45)	・産前産後 サポート ・子育て支 援 ・待機児童	イ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期 までの切れ目ない保健・医療の確保 ○妊娠前からの知識の普及や相談体制の強化、不妊検査・治療費用の助成を実施する。 ○周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の確保を図る。 ○産前・産後のサポート、心身のケア等の切れ目のない支援を提供する。
	ロ こどもの誕生前から幼児期までの こどもの成長の保障と遊びの充実	○待機児童の受け皿確保、柔軟な保育サービス等の地域ニーズに対応する。 ○幼児教育と小学校教育の円滑な連携・接続、人材の確保や資質の向上を図る。
(2)学童期 ・思春期 (pp.46~58)	・体力・学 力向上 ・居場所 ・いじめ ・教育機会 確保 ・高校中退	イ こどもが安心して過ごし学ぶこと のできる質の高い公教育の再生等 ○体力・運動能力向上に向けた指導能力の向上や機会の創出等を図る。 ○児童生徒の学習意欲向上や教員のICT活用指導力の向上を図る。
		ロ 特別支援教育の充実 ○共に学ぶ教育環境の整備を目指すとともに、教職員の専門性・資質向上支援を行う。
		ハ 居場所づくり ○地域における居場所づくりを行うとともに、放課後児童クラブ等の整備を進める。
		ニ 小児救急医療体制、心身の健康等についての 情報提供やこころのケアの充実 ○小児救急医療体制の整備や障害福祉サービスの拡充を図る。 ○学校における正しい知識の指導や多種多様な悩みに対応するため研修を実施する。
		ホ 成年年齢を迎える前に必要となる 知識に関する情報提供や教育 ○志（こころざし）教育の推進や、社会人・職業人としての能力や態度の涵養を図る。 ○ライフデザイン形成の支援や、主権者教育、消費者教育に取り組む。
		ヘ いじめ防止 ○早期発見・早期対応に努め、「いじめが起これにくい環境づくり」に注力する。
		ト 登校しないあるいはしたくともで きない状況にあるこどもへの支援 ○こどもと保護者に対する相談対応や、支援に係る人材育成に取り組むとともに、教 育機会の確保に向けた取組の一層の推進を図る。
		チ 校則の見直し、体罰や不適切な指導の防 止、高校中退の予防及び高校中退後の支援 ○高校での校則アンケート実施のほか、教職員の服務規律遵守の周知・涵養を図る。 ○中退の予防のための指導・相談体制の充実、学び直しの支援等に取り組む。
(3)青年期 (pp.59~62)	・修学 ・就労 ・未婚化、 晩婚化	イ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ○修学に係る経済的負担の軽減や大学生に対しライフプラン形成機会の提供を行う。
		ロ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 のための取組 ○若年求職者・女性等を対象とした就労支援や、各職場や地域において女性が活躍で きる環境整備の取組を推進する。
		ハ 結婚を希望する方への支援、結婚 に伴う新生活への支援 ○結婚を希望する男女への啓発の取組や出会いの場づくりの支援、情報発信を行う。
		ニ 悩みや不安を抱える若者やその家 族に対する相談体制の充実 ○効果的・円滑な支援の実施のため、関係支援機関等のネットワーク構築・強化を推 進する。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

主な課題	推進する施策（計画次頁）	主な内容
・子育ての経済的負担	(1)子育てや教育に関する経済 的負担の軽減(pp.63~64)	○妊娠期から就学終了までの長期間にわたり支援することにより、経済的環境に左右され ない成育環境の整備と教育を受ける機会の均等を図る。
・核家族化、地域の つながりの希薄化	(2)地域子育て支援、家庭教 育支援(p.64)	○家庭教育支援のための人材養成や普及を図るとともに、地域全体でこどもを支える体制 の整備に取り組む。
・女性への家事・育 児の偏り	(3)共働き・共育での推進、男性 の家事・子育てへの主体的な参 画促進・拡大(pp.65~66)	○県内企業における働き方改革への取組や、家庭・地域・職場における男女共同参画の機運 醸成・相談対応を推進する。 ○男性の家事・育児の参画や、育児休業制度の普及啓発を図るとともに、男女ともに仕事と 子育てを両立しやすい職場環境の整備を推進する。
・ひとり親家庭支援	(4)ひとり親家庭への支援 (pp.67~73)	○相談機能の充実を図り、適切な支援を提供するとともに、各種の支援利用の働きかけや 日常生活への支援に引き続き取り組む。 ○就業・転職に向け、一環した支援サービスの提供を推進する。 ○こどもの養育に関する法的義務の周知とともに、養育費に関する相談に対応する。 ○生活の安定と自立のための経済的支援として各種の貸付・給付制度、事業等を実施する。
	イ 相談機能の充実 ロ 子育てや生活の支援 ハ 就業支援 ニ 養育費の確保 ホ 自立へ向けての経済的支援	

指標・目標

進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標・目標として、
以下の14項目を設定

	指標	現況値	目標値
1	合計特殊出生率	1.07 【R5】	1.40 【R11】
2	県民意識調査による県民満 足度	30.6% 【R5年度】	40.0% 【R11年度】
3	「自治体こども計画」策定 市町村数	0市町村 【R5年度】	35市町村 【R11年度】
4	「将来の夢や目標を持って いる」と答えた児童生徒の 割合	小学6年 82.3% 中学3年 66.5% 【R5年度】	小学6年 86.0% 中学3年 72.0% 【R10年度】
5	こども家庭センター設置市 町村数	19市町 【R6年度】	35市町村 【R11年度】
6	こども食堂の数	198か所 【R6年度】	300か所 【R11年度】
7	児童虐待相談件数	3,685件 【R4年度】	
8	「子どもを犯罪の被害から 守る条例」違反届出件数	223件 【R5年度】	
9	不登校児童生徒のうち学習 支援を受けている児童生徒 の割合	小学校 93.7% 中学校 89.5% 【R4年度】	小学校 95.0% 中学校 95.0% 【R10年度】
10	保育所等利用待機児童数	18人 【R6年度】	0人を継続 【R7~11年度】
11	保育士等キャリアアップ研 修受講件数	13,723件 【R5年度】	44,000件 【R11年度】
12	みやぎ結婚応援・子育て支 援パスポート協賛店舗数	3,546店舗 【R5年度】	5,000店舗 【R11年度】
13	育児休業取得率（男性）	40.7% 【R5】	85.0% 【R12】
14	ひとり親向け相談受付件数	1,886件 【R5年度】	